

2022年度事業計画書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

公益社団法人 福岡犯罪被害者支援センター

項 目	事 業 内 容		
1 事業方針	犯罪被害者やその家族及び遺族に対し、支援活動員による被害者支援活動を行うとともに、県民に対する広報啓発活動を推進し、被害者支援の必要性や重要性を呼び掛け、社会全体の被害者支援意識高揚を図り、被害者支援の輪を広げる。		
2 事業内容	上記方針に基づき、犯罪被害者等の精神的被害の回復と軽減、及び経済的負担の軽減を図るために以下の事業を行う。		
3 各事業別計画			
	事業内容	実施予定時期	実施予定場所
(1) 相談・支援事業			
①	電話相談 (県委託事業) ・電話による無料相談を実施する。 【福岡犯罪被害者総合サポートセンター】 福岡窓口：電話相談員原則2名対応 北九州・筑後・筑豊窓口：転送による対応 【性暴力被害者支援センター・ふくおか】 福岡窓口：原則2名対応	(福岡・北九州・筑後・筑豊窓口) 毎週月～金曜日 9:00～16:00 (祝日及び年末年始は除く) (性暴力被害者支援窓口) 24時間・365日(年中無休)	(福岡窓口) 福岡犯罪被害者支援センター (性暴力被害者支援窓口) 福岡犯罪被害者支援センター
②	直接支援 (県委託事業) ・面接を行い、解決策を共に考えとともに、情報提供等を行う。必要に応じて、カウンセリングや裁判所、病院への付き添い、弁護士の紹介なども行う。 支援活動員 原則2名対応	随 時	福岡県内
③	SNS相談 (内閣府委託事業) ・SNSによる無料相談を実施する。 相談窓口：原則2名対応 【Cure time】	随 時 17:00～21:00 (祝日及び年末年始は除く)	(性暴力被害者支援窓口) 福岡犯罪被害者支援センター
④	緊急支援金支給事業 ・犯罪被害者やその家族及び遺族が犯罪被害によって経済的負担を強いられる実情から、対象を限定しつつも「つなぎ資金」として医療関係費、転居費、交通費など緊急支援金を支給する。1対象者につき上限30万円。	随 時	福岡県内
⑤	自助グループ支援 ・犯罪被害者やその遺族が集うグループの健全な運営に資するため、支援員が該当自助グループに対する助言、会合場所及び役務の提供等を行う。	随 時	福岡県内

(2)

①	フォーラム・街頭啓発活動	・「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)に合わせ、県民に対する広報啓発を図るため「飯塚地区犯罪被害者に優しいまちづくり住民大会」の共催や福岡市内での街頭キャンペーンを行う。	11月後半～12月前半	飯塚市内、福岡市内
②	広報誌・ホームページ等	・会報誌「ニューズレター」を発行し、センターの活動内容を県民に広報し、被害者支援の輪を広げる。年2回発行予定。 ・ホームページの更新	6月、12月	
③	講師派遣等	・他団体などが開催する犯罪被害者等に対する支援や被害者の心情等に関する講座・研修会などに講師を派遣する。	随時	
④	福岡県性暴力対策アドバイザー登録・派遣事業協力	・アドバイザーの推薦を行い、登録されたアドバイザーの派遣実施事業等に協力する。	随時 (月3～5校を想定)	福岡県内
⑤	その他	・取材対応、視察対応等 ・若年者向けの広報・啓発事業を検討中(SNS等を活用した広報) ・情報共有のための環境整備	随時	

(3) 調査研究・研修事業

①	内部研修の実施	・相談員の能力向上のため、被害者支援に係わる分野の講師を招き、相談員への継続研修を実施する。 ・相談対応力の向上と強化を図ることと相談員のバーンアウト防止のため、被害者支援に係わる分野のスーパーバイザーを招き、相談員へのスーパービジョンを実施する。 ・ケースやセンター内の情報共有のため、定期的にミーティングを開催する。	随時	福岡犯罪被害者支援センター
②	外部研修への参加	・支援事業強化のため、全国の民間・公的団体主催の研修会に参加する。 その他センターが必要と認めた研修の情報を公開し、広く参加を促す。 ・全国被害者支援ネットワーク九州ブロック研修会開催・参加する。(9月・2月) ・全国フォーラム、全国研修会に参加する。	随時	東京他